

チェアボートレンタルサービス利用規約

有限会社・ん（以下、当社）が提供する、チェアボートレンタルサービス（以下、本サービス）は、チェアボートレンタルサービス利用規約（以下、本規約）を承諾された方にのみご提供いたします。

本サービスをご利用される方（以下、利用者）は、本規約を承諾し契約したものとみなします。本規約中に出てくる「商品」とは当社がレンタルしたチェアボートと取扱説明書などの付属する全ての物を指します。

第 1 条 レンタル期間及びレンタル料について

1. レンタル可能時間はレンタル当日の9:00～16:00の間とし、日をまたいでのレンタルは不可とします。
2. 初回ご利用の際、商品は最初の目的地まで当社が運搬し取扱説明を行います。リピーターの方はこの限りではありません。
3. 利用者はレンタル当日の16:00迄に当社事務所への返却、または当社事務所まで引取依頼の連絡をするものとします。なお、連絡は引き取り予定時刻の1時間前迄とします。
4. 時間外の利用については当社の業務に支障がないと判断した場合のみ可能としますが、延長料金を別途支払うものとします。
5. レンタル料金は下記の通りとします。

【ぷらいむはうす・ん 宿泊客】

・1日（9:00～16:00）・・・無 料

【ぷらいむはうす・ん 宿泊客以外の一般利用者】

・1日（9:00～16:00）・・・7,500円（税別）

【宮古島にお住まいの方／要身分証明書（運転免許等ご住所がわかるもの）】

・1日（9:00～16:00）・・・5,000円（税別）

※身分証明書をご提示いただかず、ご住所が確認できない場合は一般利用者として扱います。

6. 延長料金は下記の通りとします。
レンタル終了時刻（16:00）を過ぎても返却がなされない、もしくは15:00迄に引取り依頼の連絡が無い場合は、当社は延長料金を請求し、利用者はこれに従い支払いを行うものとします。ただし、ぷらいむはうす・ん宿泊客においては延長料は発生致しません。
- 【ぷらいむはうす・んご宿泊のお客様以外】
・1時間ごと・・・・・・1,500円（税別）
7. レンタル時間中、短時間での返却においても上記料金は発生し、利用者には支払い義務があるものとします。
8. 利用者は、事前に特別な合意がある場合を除き、レンタル開始前に料金の支払いを行うものとします。
9. 当社は支払われた料金について、いかなる理由であっても返金はいりません。

第2条 商品の取扱いについて

1. 当社は事故が起きないように商品の整備及び管理を行うものとし、安全確認後にレンタルを開始するものとします。
2. 当社スタッフは、商品レンタル時に運搬先及び当社事務所にて取扱説明を行うものとします。
3. 利用者は当社スタッフの取扱説明を承知した後に利用開始するものとします。
(別途、利用承諾書に記名捺印またはサインを必要とします)
4. 商品利用時は乗車する人以外に最低2名が付添人として同行するものとします。内1名は付属のロープで利用者及び商品が流されないように務める責任を負うものとします。
5. 利用者は故意に海へ落ちないようにし、また、故意でなくても落ちないように付添人が責任を持つものとします。
6. 商品利用時は付添人も含め、必ずライフジャケットを使用するものとします。
7. 商品は必ず付添人の足の届く範囲内で利用するものとします。
8. 取扱説明を了承して利用したにもかかわらず事故が起こった場合、一切の責任は申込者が負うものとし、当社はいかなる場合も責任を負いません。
9. 利用者は商品を破損させた場合、修理代及び破損に伴うレンタル休止料金を支払うものとします。なお、このレンタル休止料金は、ふらいむはうす・んの宿泊客であっても下記の通り一般利用者料金を基準とします。
【レンタル休止料金】
 - ・ふらいむはうす・ん宿泊客以外の一般利用者料金:1日7,500円(税別)×休止日数分とします。
【パンク修理料金】
 - ・パンクに関しましては、修理代として、別途1,000円いただく事とします。

チェアボート利用承諾書

有限会社 〇 様

私は上記チェアボート利用にあたり上記規約に承諾し、自己責任において使用する事を承諾致します。

平成 年 月 日

住 所: _____

利用申込者: _____ 印

連 絡 先: _____